

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (10時45分)

日程第11、「議案第7号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 「議案第7号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を別紙のように定める。令和8年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、子ども・子育て支援納付金分の賦課徴収が必要となること、及び地方税法等の一部を改正する体制に対応するため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 「議案第7号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について説明させていただきます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、少子化対策に受益を有する全世代、全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い、連帯の仕組みとして子ども・子育て支援金制度が創設され、医療保険者は医療保険制度上の給付に係る保険税等と併せて、子ども・子育て支援金を徴収することから、国民健康保険において令和8年度の保険税から子ども・子育て支援納付金分の保険税の賦課徴収が必要になること、及び地方税法等の一部改正に対応するため、政令改正が行われてもその度に条例改正を行う必要がないよう、法令等の条文を引用する規定により改正するため、町条例の一部を改正するものでございます。

条例改正の内容でございますが、子ども・子育て支援納付金分の新設と国民健康保険税の医療給付費分の賦課限度額の改正、及び低所得者に係る軽減判定基準の被保険者数に乗ずる金額の改正を行ったものでございます。

議案を5枚おめくりいただき、参考資料1、新旧対照表にて詳細を説明させていただきます。右側が現行、左側が改正案でございます。第2条第1項は課税額の内容を定めたものでございますが、第1号は基礎課税額の説明の中で、事業費納付金のうち除く納付金分に子ども・子育て支援納付金分が新設された

ことにより、下線部のとおり、子ども・子育て支援法の規定による納付金を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。第4項は子ども・子育て支援金制度の創設により、子ども・子育て支援納付金を課税することから新たに加えるものでございます。第2項、第3項、第4項は、それぞれ基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額に係る賦課限度額を定めたものでございますが、右側現行では基礎課税額は66万円、後期高齢者支援金等課税額は26万円、介護納付金は次のページ、3ページですが17万円を、前のページ、2ページにお戻りいただきまして、左側改正案では、それぞれ地方税法のそれぞれの該当箇所に規定する額を超える場合においては、それぞれはその額とするに改めるものでございます。

もう一度、次のページ、3ページをお願いします。右側改正案の第5項は、子ども・子育て支援金制度の創設により、子ども・子育て支援納付金課税額に係る賦課限度額を定めたもので、新たに加えるものでございます。第3条第1項、現行の地方税法は、改正案では既に地方税法という言葉が出ているので法に改め、第3条から次のページ、4ページの第5条の中の現行の下線部第6条は、子ども・子育て支援納付金の関係で第6条が新設されることによる条ずれにより、第7条に改めます。

第5条第1項は、総所得金額等としを、総所得金額等を課税標準としに改めます。

第6条は、子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る所得割額の算定方法を定めたものを、新たに加えるものです。

その下の改正案第7条から次のページ、5ページの第7条の3は、子ども・子育て支援納付金の新設による条ずれによるものでございます。第7条の4は子ども・子育て支援納付金課税額を算定する保険税率を定めたもので、第1号所得割は100分の0.24、第2号被保険者均等割は、被保険者1人について2,068円、第3号18歳以上被保険者均等割は、被保険者1人について112円でございます。

第8条から2ページおめくりいただきまして8ページ、20条の2までは、子ども・子育て支援納付金の新設による条ずれによるものでございます。

21条第1項は、減額に関する賦課限度額につきまして、右側現行の基礎課税額は66万円、後期高齢者支援金等課税額は26万円、介護納付金は17万円を、左が改正案ではそれぞれ地方税法のそれぞれの該当箇所に規定する額を超える場合には、その額に改めるものと、子ども・子育て支援金の減額に関する賦課限度額を新たに定めたものでございます。

次のページ、9ページ、第1号、2ページお進みいただきまして11ページの第2号、さらに2ページお進みいただきまして13ページの第3号は、それぞれ7割、5割、2割軽減の軽減判定基礎基準額の算出方法を定めたものですが、それぞれ地方税法施行令のそれぞれの該当箇所に規定する額に改めるものと、10ページにお戻りいただき右側、現行の下線部、同号（ア）、（イ）、（ウ）や、このページ以降に記載されております同様のものは、県の改正参考例に従い改めるものでございます。

次のページ、11ページをお願いします。改正案の上部は、第1号のキ及びク、次のページ、12ページの一番下は、第2号のキ、さらに次のページの上部のク、もう1ページお進みいただきまして14ページ、下のほうの第3号のキ及びクは、それぞれ7割、5割、2割軽減の減ずる額を定めたもので、キは子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額、クは18歳以上被保険者均等割額のそれぞれ被保険者1人につき減ずる額を新たに定めたものでございます。

次のページ、15ページをお願いいたします。第2項は第21条の第2項になりますが、第2項は未就学児がいる場合における当該納税義務者に対して課税する、被保険者均等割額から減ずる額を定めたものでございます。内容に変更はございませんが、県の改正参考例に従い改めるものでございます。

次のページ、16ページをお願いいたします。第3項は出産被保険者が属する場合における当該納税義務者に対して課税する所得割額と、被保険者均等割額から減ずる額を定めたものでございます。こちらも内容に変更はございませんが、県の改正参考例に従い改めるものでございます。

2ページお進みいただきまして、18ページをお願いします。第4項は、こちら子ども・子育て支援納付金を課税することから新たに定めるものでございますが、国民健康保険税の納税義務者の世帯に18歳未満被保険者が属する場合に、18歳未満被保険者に係る被保険者均等割額を減額することを定めたものでございます。第22条以降は、子ども・子育て支援納付金の新設による条ずれによるものでございます。

恐れ入ります。改正文にお戻りいただきまして改正文の7ページ、附則でございます。第1項、施行期日は令和8年4月1日からとすること。第2項では経過措置として、この条例による改正後の松田町国民健康保険税条例の規定では、令和8年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることを定めるものでございます。なお、後ろ2枚の参考資料2につきましては、昨日の議会全員協議会で説明させていただきました資料を添付させていただいておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長
12 番 寺 嶋

担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

今回の国民健康保険税条例の一部改正ということで、新たに子ども・子育て支援納付金が徴収されるということで、これは増税、ある一種の増税になるわけですが、納付金ですから一旦町が集めてから、その分を全部国か何かに全部返すのですか。取り分といいますか、何かそういう特典みたいなものはないのか、まずそれをお伺いいたします。

それから2点目は、課税の限度額の見直しということで医療給付費分66万円が1万円上がって、限度額が67万円ということになりますが、対象世帯はどのぐらいでしょうか。

次に、子ども・子育て支援納付金課税限度額、全世帯でかな、限度額が1世帯3万円、これ新設ですね。そうすると限度額ですから、平均の保険料といいますか。一世帯当たりどのぐらいになるのか、その辺が分かりましたらお知らせをしていただきたいと思います。

あとがちょっと分かりにくいのですが、結局この新たに1世帯当たりどのぐらいかかるのか、年間ね、1カ月数百円なのか年間でどのぐらいかかるのか、その辺ですね。それでなおかつ、今度は18歳までの人は均等割はかからないのですね。だから子どもは要するに一般的に18歳まで子ども、子どもがいない世帯が結局また新たにプラスされるから、二重課税になるんじゃないかと。要するに二つプラスされるわけですよ。均等割と、それから18歳以上の。そういう面でこういうややこしいのがあるのですけれども、それも含めた、それを含まないで新たにそれがどのぐらいの均等割、18歳以上の人の分はどのぐらいに増えるのか、その辺をお伺いいたします。

町 民 課 長 まず1つ目の御質問の、その徴収した分は町の取り分はないのかというようなことだと思いますが、この子ども・子育て支援法で規定されているものが令和8年度から毎年度、医療保険者は子ども・子育て支援納付金を徴収するだけで、それを国のほうに、町の取り分はなく集めるものです。徴収をしてそのまま納めるような形になります。町の取り分はございません。

2つ目の対象世帯ですね。賦課限度額の関係で影響する世帯になりますでしょうか。

12 番 寺 嶋 そうです。

町 民 課 長 はい。賦課限度額の見直しで基礎課税額に影響する世帯は13世帯と、今年度ベースでのちょっと試算になりますが13世帯でございます。

3つ目の子ども・子育て支援納付金の均等割、はい。あとその限度額は3万円なのですけれども、1世帯当たりというかどれぐらい増えるのかということかと思えます。こども家庭庁の資料になり国が試算しているものがございまして、それによりますと医療保険の加入者1人当たりの平均、ちょっと月額でもよろしいでしょうか。平均月額で市町村国保加入者は国が見込んでいる令和8年度の見込額は、ひと月当たり1人当たりのひと月は250円の増といたしますか、それが増えるというふうな試算が出ております。

あとですね、均等割額が子ども・子育て支援納付金分の均等割の中でも、被保険者の均等割18歳以上、均等割の関係の御質問だったかと思えますけれども、

こちらはこの子ども・子育て支援納付金に新たにできたもので、そもそもこの制度といたすのが子育て支援に係るものであることに鑑み、18歳未満の高校生の年代のいる御家庭、御家庭というか、高校生のいる年代の被保険者は増やさない、かからないということになっておりまして、その分を被保険者で公費負担はもちろん除いて、残りの残額を18歳以上で負担するというような仕組みになってございますので、18歳以上被保険者均等割というのが新たにかかるものでございます。

12 番 寺 嶋 1点目のおおよその支援金、子ども・子育て支援金、納付金を国に納めるわけですよ。上納というのか納めて、新たに今度は支援納付金、町ですと大体子ども手当とかいろんなそういう児童手当とか子育て給付金とかいろんな制度が、今、あるわけですけれども、こういうところに町の何というか必要に応じて補助金とか給付金という形で来るのか、どういう形で来てどういう、どのぐらいの割合といたすか、で支援されるのか、その辺をお伺い、その辺がちょっと分からないので、その辺をお伺いします。

あと、結局月額250円といっても、世帯では結局被保険者の世帯、世帯じゃない。被保険者が1世帯でたくさんいるところはそれなりにかかるし、年間では相当負担がかかりますよ。なおかつ18歳以上の人にはまたプラスアルファされるということは、結局本来の子育て支援のその支援といたすか少子化対策の財源が、結局国民といたすか、保険者にかぶされる、ちょっとおかしいな制度なんだよ、これね。そういう面では皆さんは納得するのか、その辺ね、どういうふうな形で町がちゃんと説明するのか、その辺をお伺いします。

町 民 課 長 徴収した子ども・子育て支援金を、例えば、児童手当とかそういうのにどれぐらいの割合でいくのかということかと思いますが、ちょっとこちらのほうでは医療保険者のほうは、徴収割合に応じて徴収するということが決まっているだけでして、その支援納付金の費用額、こういうものに使うということで、例えば、出産子育て応援給付金の制度がいわゆる妊婦支援給付金ですとか、児童手当ですとか、出生後休業支援給付金ですとか、育児時短就業給付金とか、あと国民年金の第1号被保険者の育児期間中の減免になるものがあるのですがそ

の費用ですとか、子ども誰でも通園制度ですとか、子ども・子育て支援特例の公費の償還金等ですとか、そういったことに充てられるということは国のほうが言っているのですけれども、ちょっとその割合等は申し訳ございません。承知しておりません。

あと、その子ども・子育て支援金制度の医療保険に課税することについての説明という御質問かと思えますけれども、国のほうでというか子ども・子育て支援法の中で、そのように医療保険者は令和8年度から毎年度、健康保険者等から子ども・子育て支援納付金を徴収することとなっているので、もう医療保険は国民皆保険で誰でも入っていますから、あとちょっと理由は分かりませんが徴収しやすいということもあるのでしょうか。医療保険上の医療給付費などとあわせて一緒に徴収するというふうに、もうその子ども・子育て支援法の中で決まっていることでございます。すみません。

議 長 よろしいですか。ほかにございますか。

7 番 平 野 確認ですけれども、寺嶋議員が一生懸命聞いてくださったところの確認ですけれども、これは結局実施部隊は各自治体がやることが多いわけですね。その通園制度なり、何とかいろんなもので、そういう形で使われるということだけは決まっているけれども、はっきりとした割合はまだ決まってないよということですね。実施部隊として各自治体に来るということは分かっているのですよね。（私語あり）

町 民 課 長 議案の後ろ2枚、昨日の全協資料の参考資料でございますが、参考資料2のところの2番の改正内容のところ、支援納付金対象費用の財源として子ども・子育て支援納付金分を新設されることになるのですが、その四角で囲んであるものが対象費用でございます。ですので、あとはその町によって人口とかの理由によって給付補助が来るものだと思います。

議 長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。「議案第7号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。